

自主的避難等対象区域（郡山市）所在の申立人所有の建物の除染のために屋根の葺き替え工事が実施されたことについて、葺き替え前の屋根の素材（アスファルトシングル屋根材）の性質上、高圧洗浄の方法を採ることができず、葺き替え工事の実施が合理的と考えられることを考慮して、工事費用の一部（解体工事費用の全額と新たな屋根工事費用を含むその他の工事費用の2割に相当する額）が除染費用として賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### (1) 損害項目

除染費用（屋根葺替）

#### (2) 期間

平成28年7月1日から同年8月末日

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、金637,152円の支払義務があることを確認する。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 除染費用

#### 1 除染費用を裏付ける振込金受取書原本の授受

申立人らは、被申立人に対し、第1記載の除染費用に関する振込金受取書（平成28年7月6日付及び同年8月30日付の申立人X1作成にかかる各振込金受取書）の原本を交付し、被申立人はこれを受領した。

#### 2 除染費用を裏付ける振込金受取書原本の返還

被申立人は、第1記載の除染費用（ただし、同項記載の期間に限る。）に関し、前項の振込金受取書原本上に、被申立人が申立人らに対し同受取書金額のうち一部の支払をした旨及び支払金額を記載した後、申立人らに対し、同受取書原本を返還する。

#### 3 除染費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人らは、被申立人に対し、第1記載の損害項目（除染費用。ただし、同項記載の期間及び第2記載の金額に限る。）に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

#### 4 国や地方自治体等に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人らが第1記載の除染費用について被申立人から支払いを

受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人らの氏名、住所、連絡先等の個人情報が必要な範囲で提供することができる。

#### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

#### 第6 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年3月9日

（仲介委員 櫻井滋規）